

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## ◇ "ストックオプション"に集中調査

**Q** : 平成13年度の所得税の調査状況が公表されたそうですが、どのような特徴が見られましたか。

**A** : 海外親会社からのストックオプション(自社株購入権)による利益について申告漏れを指摘された事案が目立っています。

### 【解説】

国税庁が公表した平成13年度の個人課税部門(所得税・消費税担当)の調査事績によると、所得税の実地調査全体では1件当たりの申告漏れ所得金額が683万円だったのに対して、海外親会社からのストックオプション関連では、1件当たりの申告漏れ所得金額が5,155万円と高額になっています。

ストックオプションとは、会社が役員や従業員に対して、将来自社の株式をあらかじめ決められた価額で購入できる権利を付与するというものです。会社が業績をあげ株価が上昇すれば、権利行使による利益も大きくなるため、社員にヤル気を出してもらうために導入するケースが多いようです。

ストックオプションを行使した際の利益については、最初から無申告だった場合のほか、一時所得として申告したものが給与所得に該当するとして更正処分を受けた場合も多いようです。しかし、平成8年ごろまでは課税当局も「原則として一時所得になる」という解釈を示していたこともあり、給与所得かどうか(労務の対価かどうか)が訴訟で争われる事案も多くなっています。

